

大熊分譲地維持管理業務仕様書

1 委託物件の名称

大熊分譲地

2 履行期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

3 管理業務内容

・大熊分譲地の各区画が商品であるため、年間通して草刈りを実施管理し、商品としての環境整備をおこなうものである。なお、次の時期は、必ず実施すること。

夏季（7月上旬～8月中旬まで）：除草業務【5,065 m²】

秋季（10月上旬～11月中旬まで）：除草業務【5,065 m²】

区画周囲及び道路伐採は、年間通して草刈りを実施管理

・年間通して作業をするため、竣工時の業務写真は夏季、秋季の写真（作業前、作業中、作業後）を添付し報告するものとする。

4 方法等

○除草業務について

- ・機械除草（肩掛式）及び人力除草により実施すること。
- ・除草箇所内にある石、空き缶等の障害物は予め取り除くこと。
- ・刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。
- ・刈り込み高さは、町職員と協議すること。
- ・機械刈りの不適切な場所は、手刈りとする。
- ・風や通行車両の風圧で草等が散乱しないように注意し、万全な方策を講じなければならない。なお、刈った草等はできる限り速やかに処分すること。
- ・刈草等の一般廃棄物は、請負業者の責任において適切に処分するものとし、処分業者の伝票等を防災管財課に提出すること。

○安全対策について

- ・作業開始にあたり、作業現場起点付近に保安設備（看板等）を設置し、通行人並び通行車両に注意喚起を行うこと。
- ・作業中、石や砂等が飛び散る恐れのあるときは、付近住民に注意を促すこと。また、人等が敷地付近にいるときは、その旨を知らせて飛散事故を防ぐため随時対応しなければならない。
- ・請負者においては、それぞれで保険に加入すること。作業中に起きた事故等については、すべて請負者において対応すること。